

## 「横浜を発展させる集い」への消防職員の関わり等に関する調査報告書(概要版)

### 1 調査委員会について

#### (1) 設置日及び開催状況

ア 設置日 : 平成19年12月6日(木)

イ 開催状況 : 平成19年12月7日(金)から12月24日(月)まで、計14回の調査委員会を開催した。

#### (2) 調査方法及び調査内容

当時及び現在の局・消防署関係職員、消防団関係者等に対するヒアリング、文書照会及び書類調査等により、政治資金パーティーへの職員及び消防団会計の関わりについての実態調査を実施した。

### 2 調査結果の概要について

#### (1) 消防職員の「横浜を発展させる集い」への関わりについて

##### ア 旧消防局・消防団が関わるに至った発端

「横浜を発展させる集い(以下「集い」という。)」の発起人の一人に就任した横浜市消防団長会会長(以下「会長」という。)と別件の打合せの席上において、会長から当時の総務部長等に対し、「消防団幹部を集いに参加させたい」旨の話があった。その際、消防団別幹部人員の資料提出の依頼がなされた。

##### イ 旧消防局の関わり

###### 【平成16年】

- ・ 当時の総務課長等は、会長からの依頼を受け、「横浜を発展させる集い参加依頼数」一覧表を消防団長会事務局として作成した。
- ・ 平成16年3月31日に開催された消防団長辞令交付式後の懇談会の席上において、会長から各消防団長へ参加依頼を行なう予定であったが、会長は入院先から駆けつける健康状態であったことから、急きょ、会長に代わって総務課長が配布資料についての説明を行なった。
- ・ 当時の消防団係長は、各消防団長あて会長名の送付文を作成し、販売確認書と共に消防署に送付し、購入費等を取りまとめ、会長の依頼により主催者の指定口座に振り込む手続を行なった。

###### 【平成17年】

- ・ 当時の消防団係長は、消防団長会副会長(以下「副会長」という。)から依頼を受け、前年同様、「横浜を発展させる集い参加依頼数」一覧表を作成した後、各消防団長あて副会長名の依頼文を作成し、消防署に送付した。
- ・ 各消防団長への説明は副会長が行なったほか、3月末までに届けられた購入費等については、副会長に渡し、その後、副会長から集い関係者に渡された。

- ・ また、旧消防局において、関わりがあった可能性のある職員9人（内退職者2人）に対し、文書照会及びヒアリングを行なった結果、5人の職員が事案を知り、3人が何らかの関わりを持ったとの回答を得た。

#### ウ 消防署の関わり

消防署の関わりは必ずしも一様ではなく、一部の事務処理を行なった署、全く関わっていない署もあった。

また、関わった署も団長会の事務局である局総務課を通じての依頼であったことから、特段の疑問等を持つことなく、事務を行なった。

##### 【平成16年】

18消防署中、14消防署が、局総務課から消防団長あての書類等の受領や取り次ぎなどの事務に関わったが、3署は認知せず、また1署は関わりを拒否していた。

##### 【平成17年】

12消防署が、局総務課から消防団長あての書類等の受領や取り次ぎなどの事務に関わったが、4署は認知せず、また2署は関わりを拒否していた。

また、当時消防署において、関わりがあった可能性のある職員100人（内退職者26人）に対し、文書照会を行なった結果、署長7人、副署長6人を含む37人の職員が何らかの形で事案を知り、15人が何らかの関わりを持ったとの回答を得た。

#### エ 当局の今回の事案に対しての把握

- ・ 今回の調査の中で、昨年9月、前総務部長が、どこの部局かは不明であるが、庁内からの電話により「消防団が市長のパーティーに組織的に参加したらしいとの情報がある」との連絡を得て、会長及び副会長に確認するとともに、前総務課長は当時の総務部長及び総務課長に確認し、当時、局総務課が団長会事務局として、一部の事務を手伝っていたことを把握していたが、現局長を含む安全管理局としては、このことについて重大な認識を持つことなく、詳細な調査に踏み込まなかった。
- ・ これらの経緯に関して局長は、「会長からは、消防団として協力できるところは協力してほしい旨の依頼であり、強制的に割り当てたものではなかったとの説明を受け、組織的に購入したものではなかったと判断していた。」「また、多くの職員が関わった、あるいは消防団会計から支出していたという情報がなかったことから、それ以上踏み込んだ調査をしなかった。」と説明した。

#### オ 他の政治資金パーティーへの関わり

今回の調査結果では、他の政治資金パーティーに消防職員の関わりはなく、また、消防団も組織として関わったことは確認できなかった。

さらに、平成19年に開催された集いにおいても、局及び消防署の職員は、一切関わらなかった。

## カ 消防職団員の関わりについての問題点

### 【消防職員と消防団員との役割分担等】

- ・ 横浜市安全管理局組織規則及び消防署組織規程では、局総務課及び消防署庶務課の事務分掌に「消防団に関すること」等が定められている。
- ・ 横浜市消防団長会規約では、事務所を局総務課内に置くこと、顧問には局長、参与には各部長を充て、書記については、明確な定めはないが、総務課長、消防団係長が充てられ、事務を行なっている。
- ・ 消防職員と消防団員は、消防組織法に定める市町村の消防機関の構成員として、一体的に消防活動を行い、消防職員は消防団員に対して様々な活動や事務支援を行なっている。
- ・ こうした関係の中で、局総務課と消防署において、消防団との事務処理の役割が曖昧となり、今回の事案に対し、消防団長会会長や消防団長の依頼に基づく通常の事務として対応してしまった。

### 【消防職員の意識】

- ・ 今回の事案について、淡々と事務を行っており、事案を認知した当時の局長をはじめ、一部消防署の署長等の責任職のほか、今回の事案に関わった消防職員の多くは、公務員として、政治的中立性を守るというあるべき姿への意識が希薄であった。

### 【消防職員が報告・連絡・相談を行い、これに耳を傾ける風土】

- ・ 今回の事案の流れの中で、局長をはじめ責任職に対する報告・連絡・相談が十分になされていなかった。
- ・ いくつかの消防署の職員は、今回の事務を消防署で扱うことを自ら判断して拒否し、又は扱うことについて問題点を局総務課に具申したが、「消防団長会の承認を得ている」という旨の回答をするのみで、問題視することはなかった。
- ・ 職員からの具申に対してその重要性に気づき、耳を傾ける姿勢と行動力が欠けていた。

### 【消防団員の意識】

- ・ 消防団員が消防職員と一体的に活動する中で、公務員である消防職員に政治的な活動にあたる可能性のある事務を依頼することに対する問題意識が希薄であった。
- ・ 消防組織法の逐条解説によれば、「非常勤の消防団員といえども、消防団の名において政治的行為を行い、又は消防団の活動を利用して政治的手段の一つとするなどは、公的な機関である消防団の性格に鑑み、適当でない。」とされ、公的組織である消防団として、消防団員に組織的に政治活動に関わることの問題意識が希薄であった。

## (2) 消防団会計の関わりについて

### ア 消防団会計の内容

- ・ 消防団会計（以下「団会計」という。）は、横浜市が交付する消防団活動奨励費、（財）神奈川県消防協会からの活動交付金及び（財）横浜市防火協会からの消防団事業助成費による収入で構成されている。
- ・ 費目は、各消防団において、消防団長名の預金口座を開設し、収入別又は一つの口座に混在する形で「団会計」として収入・管理されている。

### イ 消防団会計の使途等

使途としては、主に消防団の運営、災害出場、研修及び訓練への参加に要した費用、並びに激励費、慶弔費などに充てられている。

### ウ チケットの購入状況

#### (ア) チケットの購入枚数について

【平成16年】

20消防団において、合計205枚購入（1消防団が未購入）

《内訳》

- ・ 団会計で購入 … 11消防団で116枚
- ・ 個人負担で購入 … 6消防団で40枚
- ・ 個人負担に団会計の補助を受けて購入 … 2消防団で21枚
- ・ 負担元不明 … 3消防団で28枚

【平成17年】

18消防団において、合計170枚購入（3消防団が未購入）

《内訳》

- ・ 団会計で購入 … 12消防団で111枚
- ・ 個人負担で購入 … 8消防団で54枚
- ・ 個人負担に団会計の補助を受けて購入 … 1消防団で5枚

【平成19年】

2消防団において、合計8枚購入（内1消防団5枚は団会計から購入）

#### (イ) 購入の取り次ぎ状況

平成16年、17年開催時共に、購入費の取次ぎは一様ではなかった。

【平成16年】

- ・ 消防署消防団担当が消防団長からの依頼を受けて、指定口座から代金を引き落として取り次いだもの…2署・2団
- ・ 消防団の経理担当者から消防署消防団担当が預かり、取り次いだもの…9署・10団
- ・ 消防団が直接持参したもの…2署・2団
- ・ 不明…5署・6団

【平成17年】

- ・消防署消防団担当が消防団長からの依頼を受けて、指定口座から代金を引き落としとして取り次いだもの…2署・2団
- ・消防団の経理担当者から消防署消防団担当が預かり取り次いだもの…5署・5団
- ・消防団が直接持参したもの…5署・6団
- ・不明…5署・5団

#### エ 消防団会計からチケット購入費を支出したことの問題点

- ・活動奨励費、県協会交付金、防火協会助成費は、団会計に入った段階で、いずれも私金であると解され、その用途については消防団に任されている。
- ・団会計は、消防団に任されているが、活動経費としての財政措置が講じられていないため、実質的な消防団の運営経費的な性格も含まれている。
- ・消防団という公的団体への交付であることから、その用途については、議論の余地がある。
- ・消防団員個人が負担すべきチケットを購入する経費に充てたことは、違法性はないが、適切さを欠いた行為であるといわざるを得ない。

### (3) 再発防止に向けて

#### 1 コンプライアンス意識の向上と意見に真摯に耳を傾ける組織風土の醸成

- ・消防職員としての基本的役割である法令を守り、市民サービスの向上をめざすというコンプライアンス意識と、これに対する行動力を更に向上させる必要がある。
- ・広く階級や経験に拘らず、提案された意見に対して真摯に耳を傾け、検討できる組織風土を醸成していく必要がある。

#### 2 安全管理局と消防団の役割分担の明確化

- ・消防団としての自律性を一層高めるため、安全管理局と消防団の役割分担を明確にしていく必要がある。
- ・市としても、消防団に対して、イベントへの参加依頼など、安易に依頼することを改める必要がある。

#### 3 消防団員の活動に対する報酬のあるべき姿への転換

- ・現行の活動奨励費を見直し、消防団に必要な活動経費と消防団員個人に支給する報酬とを明確に分離していく必要がある。
- ・今後、関係条例の改正を含め、適切な予算執行を図る必要がある。

#### 4 消防団員のコンプライアンスに関する意識啓発

- ・ 消防団員と消防職員は、その身分についての基本的制約が異なるものであるが、消防団は、市の公的機関であることから、その構成員である消防団員についても、関係法令の周知をはじめとしたコンプライアンス意識を徹底していく必要がある。